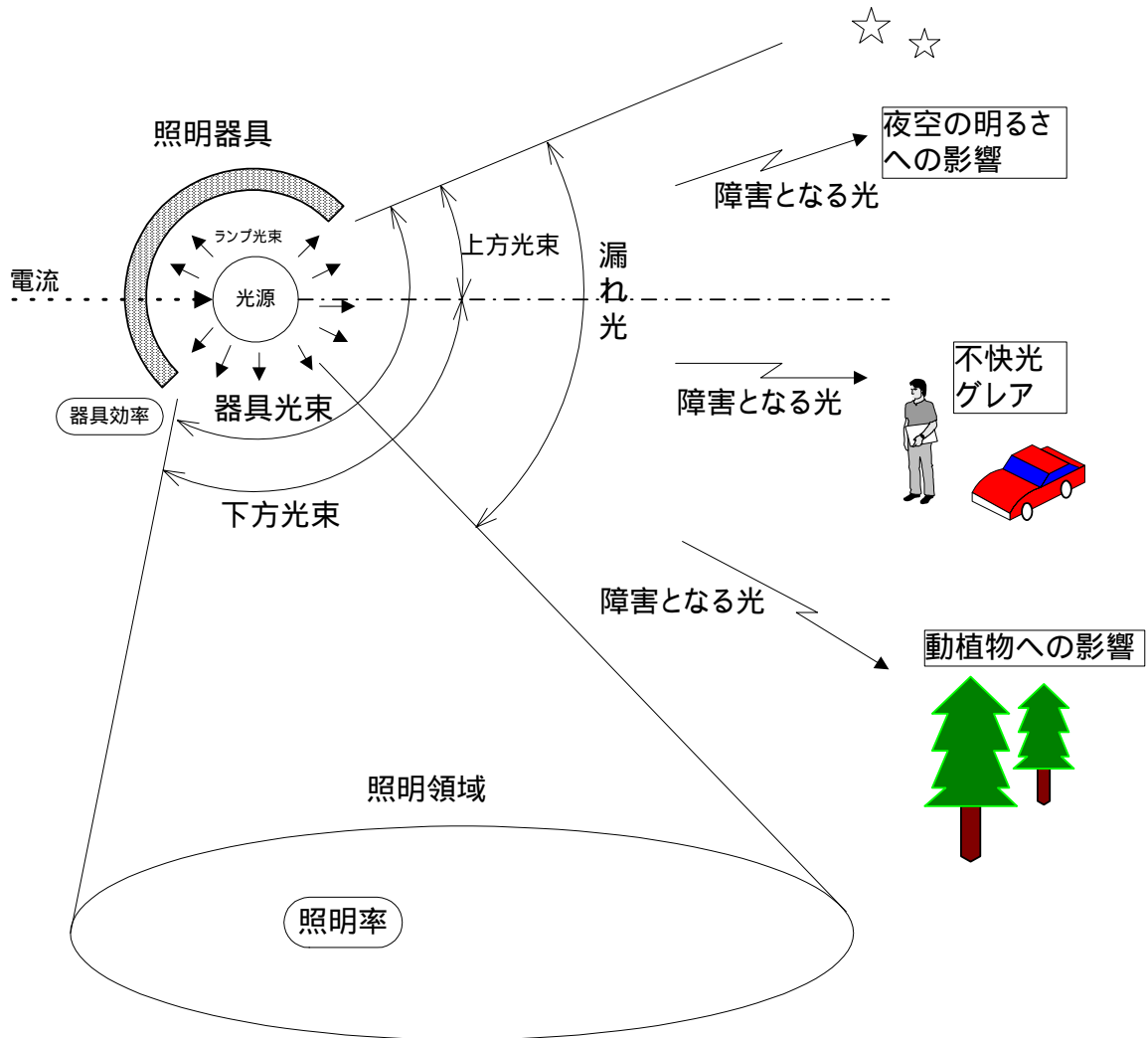


2. 屋外照明等ガイドライン

共通事項

(1) ガイドラインにおける用語について

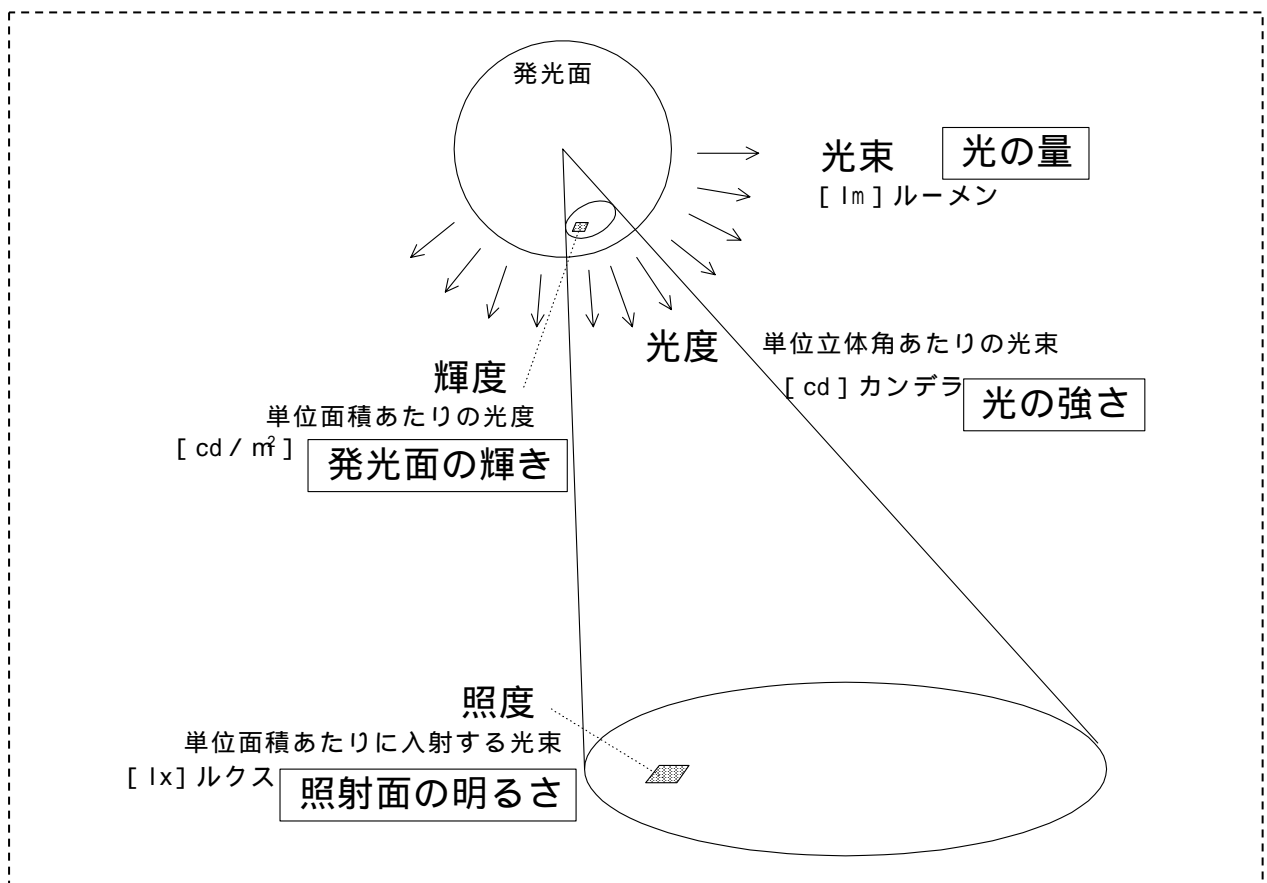
本ガイドラインの用いる照明関連用語の定義は、JIS Z 8113「照明用語」に準拠するものとする。主要な用語の定義を以下に示す。



図B 主な用語とその関係

[主な用語とその定義]

- ・漏れ光 ----- 照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射されるもの。
- ・障害となる光 ---- 人工光（照明）のうち、与えられた状況のもとで量的、方向的あるいは色彩的特性のために、人間の諸活動に対し、いらだち感、不快感、注意の散漫あるいは視認性低下などの原因となるもの及び生態系に悪影響を及ぼすもの。CIE(国際照明委員会)やJIS規格でいう「障害光」より広義に捉える。
- ・光源効率 ----- ランプから出る全光束を、ランプの消費電力で割った値。単位：ルーメン毎ワット (lm / W)
- ・器具効率 ----- 照明器具から放射される光束と、ランプから放射される光束との比。
- ・照明率 ----- 照明領域に到達する照明器具からの光束の、その照明器具に用いられているランプ光束に対する比。
- ・器具光束 ----- 照明器具から外部へ出る光束。
- ・上方光束 ----- ランプ光束のうち水平より上方へ向かう光束。
- ・下方光束 ----- ランプ光束のうち水平より下方へ向かう光束。
- ・上方光束比 ----- ランプ光束に対する上方光束の比率。
- ・下方光束比 ----- ランプ光束に対する下方光束の比率。
- ・グレア ----- 視野の中に不適当な輝度分布があるか、輝度の範囲が広すぎるか、又は、過度の輝度対比があるために、視野内の細部や物体を見る能力の減少若しくは不快感のどちらか、又は両方を生じさせる視覚の条件又は状態。



図C 光束、光度、輝度、照度の関係

(2) 既存 J I S ・ 技術指針について

本「屋外照明等ガイドライン」に関連する既存 J I S 及び技術指針等は以下のとおりである。本ガイドラインの利用にあたっては、それぞれの規格、技術指針に適合していることを前提とする。

(a) 国際的規格

CIE150

(b) 道路照明に関する J I S 規格

JIS C8131「道路照明器具」

JIS C8105「照明器具通則」

JIS Z9110「照度基準」

JIS Z9111「道路照度基準」

国土交通省 道路照明施設設置基準

(c) 各種技術指針等

日本照明器具工業会「障害光低減のための屋外照明の使い方ガイド(ガイド 116:2002)」

照明学会・技術指針「歩行者のための屋外公共照明基準」

(d) スポーツ施設における各種 J I S 規格

JIS Z9120「屋外テニスコート及び屋外野球場の照明基準」

JIS Z9121「屋外陸上競技場、屋外サッカー場及びラグビー場の照明基準」

JIS Z9123「屋外、屋内の水泳プールの照明基準」

JIS Z9124「スキー場及びアイススケート場の照明基準」

(e) 各景観条例、広告物条例

(f) 自然公園法の審査基準